

平成29年9月21日

議会運営委員会
委員長 堤 正 之 様

議会運営等改革検討会
会長 平 原 嘉 徳

諮問事項に関する検討結果について（最終答申）

平成27年12月17日付で議会運営委員会から諮問のあった「特別委員会の所管事項に係る所属委員の一般質問の制限」及び「質問主意書」について及び平成28年1月20日付で議会運営委員会から諮問のあった「議会基本条例の評価・見直し」について、一定の結論に達したので、当検討会の答申として別添のとおり提出します。

なお、議会運営委員会におかれましては、この答申を尊重いただき速やかに適切な措置をとられるようお願いいたします。

諮問事項に関する検討結果

最終答申書

平成29年9月21日

佐賀市議会 議会運営等改革検討会

はじめに

議会運営等改革検討会では、平成27年12月17日付で議会運営委員会から諮問のあった「特別委員会の所管事項に係る所属委員の一般質問の制限」及び「質問主意書」について及び平成28年1月20日付で議会運営委員会から諮問のあった「議会基本条例の評価・見直し」について、約2年間にわたる16回の議論、2市における先進地調査を実施してきたところであるが、このたび一定の結論に達したので、次のとおり答申する。

なお、答申中、第1次答申書において既に答申済みの事項については、その旨を記載している。

【議会運営等改革検討会委員】（平成29年9月21日現在）

会長	平	原	嘉	徳
副会長	山	下	明	子
委員	永	淵	史	孝
	山	下	伸	二
	松	永	憲	明
	重	松		徹
	池	田	正	弘
	白	倉	和	子
	中	山	重	俊
	松	尾	和	男
	西	岡	義	広

検討結果（答 申）

I 特別委員会の所管事項に係る所属委員の一般質問の制限

第1次答申書により答申済み

II 質問主意書

第1次答申書により答申済み

III 議会基本条例の評価・見直し

本件については、条文ごとにとり組内容、今後の課題、検証結果について委員間で自由討議を行い検証した。検証の結果は別紙1のとおりである。

また、評価・見直しのサイクルについては、前期の議会運営等改革検討会において答申されたとおり行うべきである。

※前期の議会運営等改革検討会答申内容抜粋

評価の実施時期については、任期の2年目及び4年目の2年に1度の実施とし、4年目に出た課題等については、改選後の議会に申し送りを行うサイクルとすべきである。

ただし、評価・見直しの実施方法については、次回以降の検証を効率的に実施するために、重点検証条文を主に検証することが望ましい。なお、重点検証条文の分類表は別紙2のとおりである。

なお、検証結果の中で、特に早急に検討を要する課題や議会基本条例の条文を改正すべき事項が見受けられたので、次ページ以降にその内容を示している。

Ⅲ－１ 早急に検討を要する課題

【第３条 議会の活動原則】

- ・市民参加や市民の声を吸い上げるための取り組みが十分ではないことから、その取り組みを拡充していく必要がある。

【第６条 市民との関係の基本原則】

- ・意見交換の場についての情報発信を行うとともに、市民等からの申し入れの際の手續について一定の整理をする必要がある。
- ・法定外会議（任意の会議）の公開のあり方についても検討を行うべきである。

【第８条 議会報告会】

- ・参加者数の増加や幅広い年代層の市民の参加を促すために、テーマの選定、対象者、開催時期、開催場所、開催方法等について常に検討を行っていく必要がある。

【第９条 市長等との関係の基本原則】

- ・所管事務調査を有効に活用していくためにも、実施するに当たっての手續を明確にルール化し、積極的な実施につながるような環境づくりを行う必要がある。

【第１０条 市長等による政策等の形成過程の説明】

- ・議案に関する資料の提出が十分でなく、説明不足の面も見受けられるため、執行部に対して改善を強く求めていく必要がある。

【第１２条 市政に係る重要な計画の議決等】

- ・今後の総合計画の審議に当たっては、より議論を深めるための審議方法を検討する必要がある。
- ・各行政分野における基本的な計画の策定、変更等については、事前に説明を受けてはいるが、説明の時期が遅い等の問題があり、執行部に対して改善を求める必要がある。

【第１３条 会派】

- ・一般質問のあり方等も含めて、会派内での調整をさらに行うべきである。

【第１４条 政務活動費】

- ・ホームページでの公開資料に、領収書の写しを加えることを検討していくべきである。

【第１６条 専門的事項に関する調査】

- ・制度の積極的な活用のための環境整備として、予算措置や活用にあたってのルールの明確化を検討すべきである。

【第２１条 見直し手續】

- ・外部評価による検証も検討すべきである。

Ⅲ－２ 議会基本条例の条文を改正すべき事項

【第 6 条 市民との関係の基本原則】

- ・既に、全ての法定会議を原則公開としていることから、第 6 条第 2 項を以下のように改正すべきである。

「2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 12 項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を原則公開する。」

【第 7 条 議会広報の充実】

- ・情報公開を徹底し、説明責任を果たすことを踏まえて広報の充実に努めることを示すため、第 7 条を以下のように改正すべきである。

「第 7 条 議会は、前条第 1 項の責務を果たすとともに、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう、多様な手段を活用し、広報の充実に努めるものとする。」

【第 8 条 議会報告会】

- ・毎年、議会報告会を実施している現状を踏まえ、また、議会報告会の運営に関して別に定めがあることを示すため、第 8 条を以下のとおり改正すべきである。

「第 8 条 議会は、議会活動の報告の場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。」

【第 10 条 市長等による政策等の形成過程の説明】

- ・市長等が政策等を提案する際に求める説明事項において、政策等の目的及び期待される効果を明確に位置づけるため、第 10 条第 1 項第 1 号中「背景」の次に「及び目的」を加え、同項第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に「(3) 期待される効果」を加えるように改正すべきである。

I 検討会の運営方法等

1 検討会の基本事項

- (1) 位置づけ 協議又は調整を行うための場（自治法 100 条 12 項・会議規則 166 条）
- (2) 委員 会派及び準会派から選出された者 10 名
会派からの選出数（各 1 名＋会長） 6 名
準会派からの選出数（各 1 名） 4 名
- (3) 会長等 会長 平原嘉徳 / 副会長 山下明子
- (4) 所管事項 議会改革に関すること（議会基本条例第 15 条で設置を規定）
- (5) 会議運営 委員間で自由活発な議論を展開し、検討会としての意見集約を図る。
※会議が円滑に進むよう、各委員は自会派内調整（所属議員の意見収集・情報提供及び理解醸成等）を行い、検討会にのぞむよう努める。
- (6) 会議傍聴 原則として傍聴可とする。
※平成 27 年 4 月 1 日より全ての法定会議は原則傍聴可となった。
- (7) その他 委員の欠席に当たっては、所属会派より代理の出席を求める。

2 検討会での検討事項及び運営方法等

- (1) 検討事項 前期の議会運営等改革検討会が行った「議会運営等に関する検討結果」に関する答申項目のうち、議会運営委員会から再度諮問を受けた「議会基本条例の評価・見直し」に関すること、「特別委員会の所管事項に係る所属委員の一般質問の制限」に関すること及び「質問主意書」に関すること、並びに協議の過程で検討することを新たに決定した項目とする。
- (2) 検討方法 ・議会基本条例の評価・見直し
条文ごとにとり組内容、今後の課題、検証結果について委員間で自由討議を行い、検討会としての意見を集約する。この方法を毎回繰り返すことを基本とする。

・その他の事項

上記の検討を行いながら、並行して順次検討を行っていく。検討方法は、項目ごとに委員間で自由討議を行い、その討議結果の一覧表（事務局作成）をもとに、次回会議で検討会としての意見を集約することとし、この方法を毎回繰り返すことを基本とする。

- (3) 検討終期 諮問事項の検討終了まで（ただし、平成29年8月まで）
※改選前までに議会運営委員会に答申を行うため。
- (4) 開催頻度 月1回（13：30～）を基本に検討会を開催する。
※後掲の「検討スケジュール」により進捗管理を行い、必要に応じ検討会の開催頻度を調整する。
①4・7・10・1月最終金曜日
※祝日や先行して他の議会行事等の予定がある場合はその前日
②定例会招集告示日
③定例会閉会前の議会運営委員会開催日
- (5) 検討計画 正副会長が提示する検討スケジュールに沿って進める。
- (6) 検討結果 議会運営委員会（議会）へ必要に応じ答申する。
※あくまでも検討会（内部機関）としての検討結果であり、それを議会意思とするか、具体的にどのような方法で実施するか等については、議会運営委員会において判断する。ただし、当検討会の意思は十分に尊重することとなっている。
- (7) 会議情報 基本情報（検討会の位置付け、検討項目・方法・スケジュール等）は必要に応じ、詳細情報（検討状況、検討結果等）は答申するごとに、それぞれ「議会ホームページ、議会だより等」を活用し、市民に対し情報発信する。
- (8) その他 委員間の議論に支障のない範囲で、事務局職員の発言・意見を認める。
※議会内のいろいろな分野の検討を行う検討会の性質上、少しでも多くの視点・意見を得る必要があるため。

◎ 検討スケジュール

(1) 「議会基本条例の評価・見直し」に関すること

※原則として毎月1回開催とするが、必要に応じ開催頻度を調整する。

日程		協議(検討)内容	
		概要	詳細
平成 27 年度	1月21日(木) 2月22日(月)	検討会の基本事項	検討会の設置の目的及び経緯等、会議の位置付け、会議の委員、所管事項、検討方法、検討終期、開催頻度、会議傍聴ほか
	2月定例会 閉会前議運後	検証手法の検討	検証手法、検証シートの様式ほか
平成 28 年度	4月28日(木) 6月定例会 招集告示日 6月定例会 閉会前議運後	前 文 第1章 総 則 (第1条から第5条)	前文、目的、最高規範性、議会の活動原則、議員の活動原則、議長の活動原則
	7月28日(木) 9(8)月定例会 招集告示日 9(8)月定例会 閉会前議運後	第2章 市民との関係 (第6条から第8条)	市民との関係の基本原則、議会広報の充実、議会報告会
	10月28日(金) 12(11)月定例会 招集告示日 12(11)月定例会 閉会前議運後	第3章 市長等との関係 (第9条から第12条)	市長等との関係の基本原則、市長等による政策等の形成過程の説明、予算及び決算の審議における政策説明、市政に係る重要な計画の議決等
	1月27日(金) 3(2)月定例会 招集告示日 3(2)月定例会 閉会前議運後	第4章 議会の機能の強化① (第13条から第17条)	会派、政務活動費、議会改革の推進、専門的事項に関する調査、議員研修の充実強化
	4月28日(金) 6月定例会 招集告示日 6月定例会 閉会前議運後	第4章 議会の機能の強化② (第18条から第19条) 第5章 政治倫理 (第20条) 第6章 見直し手続 (第21条)	議会図書室、議会事務局の体制整備、政治倫理、見直し手続
	7月28日(金) 9(8)月定例会 招集告示日	ま と め	答申についての協議・決定

(2) その他の事項

(1) の検討スケジュールと並行して、順次検討を行っていく。

- ・「特別委員会の所管事項に係る所属委員の一般質問の制限」に関すること
 - ⇒ 第3条（議会の活動原則）に関連して検討を行う。
 - ⇒ 検討結果がまとまり次第、答申を行う。

- ・「質問主意書」に関すること
 - ⇒ 第9条（市長等との関係の基本原則）に関連して検討を行う。
 - ⇒ 検討結果がまとまり次第、答申を行う。

- ・協議の過程で検討することを新たに決定した項目
 - ⇒ 検討時期についてその都度協議して決定する。

佐賀市議会基本条例の検証について

1 検証サイクル等について

(1) 検証の実施回数

議員の任期中に2回

(2) 検証対象期間及び検証実施時期

- ① 本改選後2年間の取り組みについて中間改選後に実施
- ② 中間改選後2年間の取り組みについて次の本改選後に実施

※ただし、今回は初回であり、委員からの意見が出やすいようにするため及び次回以降の検証作業のベースとするために、条例制定後から中間改選までを対象期間とする。

2 検証方法等について

(1) 検証シートの様式

- ①「議会基本条例検証シート（個票）」
- ②「議会基本条例検証シート（総括表）」

(2) 検証項目

- ① 条文毎の『取組内容』
- ② ①を踏まえた『今後の課題』
- ③ ①②を踏まえた『検証結果（評価・方向性）』
 - ・評価は、実施状況に応じて「実施・一部実施・未実施」から選択する。また、評価に該当しない条文については、「趣旨再確認」とする。
 - ・方向性は、「拡充・継続・改善・縮小・終了・休止・廃止」から選択する。

(3) 検証方法

- ①「議会基本条例検証シート（個票）」により、各会派（準会派を含む）内で事前に協議を行う。
- ② 議会運営等改革検討会において、①をもとに委員間で自由討議を行い、意見を集約した結果を「議会基本条例検証シート（総括表）」に記載していく。

3 条文の見直しについて

検証の結果、条文の見直しの必要が生じた場合は、別途協議を行う。

様式①

議会基本条例検証シート（個票）

【第3条（議会の活動原則）】

○条文

- 第3条 議会は、議会が、議員、市長、市民等の交流と自由な討論の場であるとの認識に立つものとする。
- 2 議会は、主権者である市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会として、市民参加を目指して活動するものとする。
- 3 議会は、市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断と責任ある活動を行わなければならない。

【解説】

1. 議会が言論の府であり、自由な討論の場であるとの認識に立つことを規定。
2. 議会が市民の代表機関であることを自覚し、市民に開かれた議会を目指すことを規定。
3. 議会は議決機関としての自覚を持ち、執行機関のチェック等の活動をすることを規定。

○取組内容

○今後の課題

○検証結果

【評価】（ ）

○：実施 △：一部実施 ×：未実施 ◆：趣旨再確認

【方向性】（ ）

拡充 継続 改善 縮小 終了 休止 廃止

様式②

議会基本条例検証シート(総括表)

条文	取組内容	今後の課題	検証結果	
			評価	方向性
<p>前文</p> <p>平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行により、本格的な地方分権に向けたスタートが切られ、その後、全国的に市町村合併が進むなど、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変容し、地方公共団体の自己決定と自己責任の原則がより一層拡大してきたところである。</p> <p>このような地方分権の時代にあつては、議員の合議体である議会には、市長とともに市民の直接選挙により選出された市民の代表であるという二元代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき役割及び責務がますます増大してきており、議会のあるべき姿を再確認し、明確にすることが求められている。</p> <p>このため在實市議会は、市民との協調の下、市民を代表する機関の一つとして自らの創意と工夫により政策立案及び政策提言を行うとともに、積極的に議会改革に取り組み、市長との緊張関係を保持しながら、真の地方自治の実現を目指すべき役割と責務の重さを深く自覚し、市によって、ここに議会が果たすべき役割と責務の重さを深く自覚し、市民の真託に全力でこたえていくことを誓い、この条例を制定する。</p>				
<p>第1条</p> <p>この条例は、議会、議員及び議長の活動原則を明らかにするとともに、議会と市民及び市長等との関係並びに議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき市民の真託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。</p>				
<p>第2条</p> <p>この条例は、議会における最高規範であつて、この条例の趣旨に反する議会の関係する条例、議会議則、議会告示等を制定してはならない。</p> <p>この条例は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、議員の任期開始後、速やかに、この条例の研修を行わなければならない。</p>				
<p>第3条</p> <p>議会の活動原則</p> <p>① 議会は、議会が、議員、市長、市民等の交流と自由な討論の場であるとの認識に立つものとする。</p> <p>② 議会は、主権者である市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会として、市民参加を旨として活動するものとする。</p> <p>③ 議会は、市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断と責任ある活動を行わなければならない。</p>				
<p>第4条</p> <p>議員の活動原則</p> <p>① 議員は、市民福祉の向上を旨として活動しなければならない。</p> <p>② 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。</p> <p>③ 議員は、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握しなければならない。</p>				

II 検討会の開催実績

回数	開催日	開催時間	協議事項
1回	1月21日	10:01 ～11:19	1 議会運営等改革検討会（後期）の運営方法等について (1) 検討会の基本事項について (2) 検討会での検討事項及び運営方法等について
2回	2月22日	10:00 ～10:57	1 議会運営等改革検討会（後期）の運営方法等について（第1回の会議に引き続き）
3回	4月28日	13:32 ～14:58	1 検討計画に基づく協議 ①議会基本条例の評価・見直し【前文及び第1章総則（第1条から第5条）】 ②「特別委員会の所管事項に係る所属委員の一般質問の制限」に関する協議
4回	6月3日	13:32 ～15:10	1 検討計画に基づく協議 ①議会基本条例の評価・見直し【前文及び第1章総則（第1条から第5条）】 ②「特別委員会の所管事項に係る所属委員の一般質問の制限」に関する協議
5回	7月28日	13:31 ～15:25	1 検討計画に基づく協議 ①議会基本条例の評価・見直し【第2章市民との関係（第6条から第8条）】 ②「特別委員会の所管事項に係る所属委員の一般質問の制限」に関する協議
6回	8月25日	13:31 ～15:50	1 検討計画に基づく協議 ①議会基本条例の評価・見直し【第2章市民との関係（第6条から第8条）】 ②条文改正（第6条から第8条）に関する協議
7回	9月28日	13:30 ～15:05	1 検討計画に基づく協議 ①議会基本条例の評価・見直し【第2章市民との関係（第6条から第8条）】 ②条文改正（第6条から第8条）に関する協議
8回	11月2日	9:32 ～10:35	1 検討計画に基づく協議 ①議会基本条例の評価・見直し【第3章市長等との関係（第9条から第12条）】 ②「質問主意書」に関する協議
9回	11月24日	9:31 ～11:05	1 検討計画に基づく協議 ①議会基本条例の評価・見直し【第3章市長等との関係（第9条から第12条）】 ②「質問主意書」に関する協議

10回	12月16日	13:05 ～13:53	1 検討計画に基づく協議 ①議会基本条例の評価・見直し【第3章市長等との関係（第9条から第12条）】
11回	1月27日	13:30 ～14:58	1 検討計画に基づく協議 ①議会基本条例の評価・見直し【第4章議会の機能の強化①（第13条から第17条）】 ②「特別委員会の所管事項に係る所属委員の一般質問の制限」に関する協議
12回	2月21日	13:30 ～14:42	1 検討計画に基づく協議 ①議会基本条例の評価・見直し【第4章議会の機能の強化①（第13条から第17条）】 ②「特別委員会の所管事項に係る所属委員の一般質問の制限」及び「質問主意書」に関する答申案についての協議
13回	4月28日	13:30 ～14:42	1 検討計画に基づく協議 ①議会基本条例の評価・見直し【第4章議会の機能の強化②（第18条及び第19条） 第5章政治倫理（第20条） 第6章見直し手続（第21条）】
14回	6月2日	13:30 ～14:40	1 検討計画に基づく協議 ①議会基本条例の評価・見直し【第4章議会の機能の強化②（第18条及び第19条） 第5章政治倫理（第20条） 第6章見直し手続（第21条）】
15回	7月28日	13:33 ～15:17	1 検討計画に基づく協議 まとめ
16回	8月18日	13:31 ～13:50	1 検討計画に基づく協議 まとめ

議会基本条例検証シート(総括表)

条 文		取組内容	今後の課題	検証結果		
				評価	方向性	
前文	<p>平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行により、本格的な地方分権に向けたスタートが切られ、その後、全国的に市町村合併が進むなど、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変容し、地方公共団体の自己決定及び自己責任の原則がより一層拡大してきたところである。</p> <p>このような地方分権の時代にあつては、議員の合議体である議会とは、市長とともに市民の直接選挙により選出された市民の代表であるという二元代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき役割及び責務がますます増大してきており、議会のあるべき姿を再確認し、明確にすることが求められている。</p> <p>このため佐賀市議会は、市民との協調の下、市民を代表する機関の一つとして自らの創意と工夫により政策立案及び政策提言を行うとともに、積極的に議会改革に取り組み、市長との緊張関係を保持しながら、真の地方自治の実現を目指すことを決意する。</p> <p>よって、ここに議会が果たすべき役割と責務の重さを深く自覚し、市民の負託に全力でこたえていくことを誓い、この条例を制定する。</p>		この条例の理念を常に念頭に置きながら、議会活動、議員活動等に引き続き取り組んでいくべきである。	◆	継続	
第1条	目的	この条例は、議会、議員及び議長の活動原則を明らかにするとともに、議会と市民及び市長等との関係並びに議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。		常にこの目的を認識した上で、議会活動、議員活動等に取り組んでいくべきである。	◆	継続
第2条	最高規範性	<p>① この条例は、議会における最高規範であつて、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、議会規則、議会告示等を制定してはならない。</p> <p>② 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、議員の任期開始後、速やかに、この条例の研修を行わなければならない。</p>	この条例が議会の最高規範であることは、全議員が認識しており、研修についても改選後に実施している。	最高規範性をしっかりと踏まえながら、条例を形骸化させないように、継続的に研修に取り組んでいくべきである。	○	継続
第3条	議会の活動原則	<p>① 議会は、議会が、議員、市長、市民等の交流及び自由な討論の場であるとの認識に立つものとする。</p> <p>② 議会は、主権者である市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会として、市民参加を目指して活動するものとする。</p> <p>③ 議会は、市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断と責任ある活動を行わなければならない。</p>	<p>・全ての法定会議を原則公開とするなど、透明性の確保については進んでいる。</p> <p>・委員会において、決算議案に対して附帯決議を行うとともに、最近では従来の議案審査に加え、所管事務調査の取り組みも進んでいる。</p>	<p>・市政運営状況の監視及び評価の充実のため、所管事務調査等、委員会の活動をもっと拡充していく必要がある。</p> <p>・今まで以上に、議会や委員会の活動を市民にしっかりと伝えていく必要がある。</p> <p>・市民参加や市民の声を吸い上げるための取り組みが十分ではないことから、その取り組みを拡充していく必要がある。</p>	○	拡充
第4条	議員の活動原則	<p>① 議員は、市民福祉の向上を目指して活動しなければならない。</p> <p>② 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。</p> <p>③ 議員は、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握しなければならない。</p>	<p>・議員の資質向上については、それぞれの議員が調査、研究に努めながら、委員会における議論や一般質問等に臨んでおり、市民の負託に応えるための自己研さんに努めている。</p> <p>・議員間討議は、各委員会等において必要に応じて実施されている。</p>	<p>・今後も継続して自己研さんや市民の意見等の把握に取り組み、議員としての資質向上に努めるべきである。</p> <p>・委員会等の活動の充実のため、議員間討議の活用をさらに推進していくべきである。</p>	○	拡充

議会基本条例検証シート(総括表)

【別紙1】
平成29年9月21日 答申日現在

条 文		取組内容	今後の課題	検証結果	
				評価	方向性
第5条	議長の活動原則 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努め、民主的な議会運営を行わなければならない。		引き続き、条文のとおり、議長は中立公正な立場で職務を遂行すべきである。	◆	継続
第6条	市民との関係の基本原則 ① 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。 ② 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則として公開するものとする。 ③ 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ④ 議会は、議会及び議員の政策形成能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るために、議員の全部又は一部と市民等との意見交換の場を設けることができる。	・常任委員会、特別委員会等の原則公開は実施できている。 ・特別委員会では、参考人制度の活用を行っている。 ・議会報告会の中で、市民との意見交換を実施している。	・特別委員会で参考人制度の活用の例は見られるものの、本会議や常任委員会等での活用例はなく、また、公聴会制度については開催実績が皆無であることから、積極的に両制度の有効な活用を図っていくべきである。 ・議会報告会の中で実施している意見交換会に加え、分野別や世代別等、多様な形態での意見交換会の実施に取り組むべきである。 ・意見交換の実施方法の改善を行い、政策水準の向上につながるような取り組みを行っていくべきである。 ・意見交換の場についての情報発信を行うとともに、市民等からの申し入れの際の手続について一定の整理をする必要がある。 ・法定外会議(任意の会議)の公開のあり方についても検討を行うべきである。 ・既に、全ての法定会議を原則公開としていることから、第6条第2項を以下のように改正すべきである。 「2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を原則公開する。」	△	拡充 ※条文改正有

議会基本条例検証シート(総括表)

【別紙1】
平成29年9月21日 答申日現在

条 文		取組内容	今後の課題	検証結果		
				評価	方向性	
第7条	議会広報の充実	<p>議会は、議会独自の視点から、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう市政に係る情報の広報に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 議会独自のホームページ、フェイスブックでの情報発信を行っている。 読みやすい紙面づくり等、議会だよりの改善を実施している。 CATVやラジオ等、多様な媒体を活用した広報の展開を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページについては、リアルタイムに発信すべき情報の更新をもっと急ぐ必要がある。 ホームページ及びフェイスブックについては、議会のICT化との連携を図りつつ精査を行い、内容を整理していく必要がある。 委員会の動画配信を検討すべきである。 議会だよりに関しては、市民が親しみやすい内容となるよう、引き続き改善を図っていくとともに、公民館などの市民の目に触れやすい場所への設置等を検討する必要がある。 本会議や委員会の傍聴者が非常に少ない現状を踏まえた広報のあり方の検討が必要である。 情報公開を徹底し、説明責任を果たすことを踏まえて広報の充実に努めることを示すため、第7条を以下のように改正すべきである。 <p>「第7条 議会は、前条第1項の責務を果たすとともに、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう、多様な手段を活用し、広報の充実に努めるものとする。」</p>	○	<p>拡充</p> <p>※条文改正有</p>
第8条	議会報告会	<p>議会は、議会報告会を必要に応じ行うものとする。</p>	<p>毎年、議会報告会を開催しており、新しい試みも取り入れながら内容は充実してきている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 参加者数の増加や幅広い年代層の市民の参加を促すために、テーマの選定、対象者、開催時期、開催場所、開催方法等について常に検討を行っていく必要がある。 従来の地域ごとの開催に加え、各種団体等を対象とした議会報告会についても取り組むべきである。 毎年、議会報告会を実施している現状を踏まえ、また、議会報告会の運営に関して別に定めがあることを示すため、第8条を以下のとおり改正すべきである。 <p>「第8条 議会は、議会活動の報告の場として、議会報告会を行うものとする。 2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。」</p>	○	<p>改善</p> <p>※条文改正有</p>

議会基本条例検証シート(総括表)

条 文		取組内容	今後の課題	検証結果	
				評価	方向性
第9条	市長等との関係の基本原則	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会での決算審査における附帯決議等を通して、市政運営状況の監視及び評価の強化に取り組んでおり、政策提言にも結びついてきている。 ・常任委員会において所管事務調査を行う動きが出てきており、取り組みは進んでいる。 ・議会報告会での市民の意見を執行部につないでいる。 ・質問権の運用方法について、執行部を含めて申し合せを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、常任委員会での決算審査における附帯決議等を通して市政運営状況の監視及び評価の強化に取り組み、積極的な政策提言の実施及び提言後の執行部の対応状況の精査に努めていく必要がある。 ・所管事務調査を有効に活用していくためにも、実施するに当たっての手順を明確にルール化し、積極的な実施につながるような環境づくりを行う必要がある。 ・議会報告会や意見交換会での市民からの意見等から政策課題を抽出し、政策提言につなげるなど、新たな取り組みを検討していくべきである。 	○	拡充
第10条	市長等による政策等の形成過程の説明	<p>議会側としては明確な説明及び資料を求めているが、執行部側が対応できていない場合もある。また、執行部において総合計画を意識した十分な説明が行われていない場合があり、議会側においても総合計画を意識した審議となりにくい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、執行部に対して政策等に関する明確な説明を求めていくとともに、必要な情報を的確に把握するための資料の提出を求めていくことが必要である。 ・議案に関する資料の提出が十分でなく、説明不足の面も見受けられるため、執行部に対して改善を強く求めていく必要がある。 ・審議に当たっては、総合計画を意識した十分な説明を執行部に求めていくべきである。 ・問題点等を見逃すことがないように、所管事務調査の活用など、議会としてさらにチェック能力を高めていく必要がある。 ・市長等が政策等を提案する際に求める説明事項において、政策等の目的及び期待される効果を明確に位置づけるため、第10条第1項第1号中「背景」の次に「及び目的」を加え、同項第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に「(3) 期待される効果」を加えるように改正すべきである。 	○	継続 ※条文改正有
第11条	予算及び決算の審議における政策説明	<ul style="list-style-type: none"> ・議会側としては明確な説明及び資料を求めているが、執行部側が対応できていない場合もある。 ・前年度に問題となって資料を請求された事業についても、改めて請求しないと資料が出てこない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議案に関する資料の提出が十分でなく、説明不足の面も見受けられるため、執行部に対して改善を強く求めていく必要がある。 ・審議内容の充実のため、引き続き、わかりやすい施策別または事業別の説明を求めていくことが必要であり、あわせて、他自治体を参考に、市民にとってもわかりやすいような資料を求めていく必要がある。 	○	継続

議会基本条例検証シート(総括表)

【別紙1】
平成29年9月21日 答申日現在

条 文		取組内容	今後の課題	検証結果		
				評価	方向性	
第12条	市政に係る重要な計画の議決等	<p>① 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、本市における総合かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びそれに基づく基本計画の策定、変更等とする。</p> <p>② 議会は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために計画の概要を公表し、広く市民等から意見等を募集するときは、あらかじめ、市長等に当該計画の策定、変更等を行う理由及び概要の説明を求めるものとする。</p>	<p>・条例に基づき、第2次佐賀市総合計画について議決を行ったが、現在の審議方法では議論を深めにくい面がある。</p> <p>・各行政分野における基本的な計画の策定、変更等については、事前に説明を受けてはいるが、説明の時期が遅い等の問題があり、執行部に対して改善を求める必要がある。</p> <p>・市政の課題が多様化しており、今後、社会情勢の変化を注視しながら、必要に応じて議決事件を追加・拡充することも検討する必要がある。</p>	○	継続	
第13条	会派	<p>① 議員は、議会活動を行うため、会派(議会において基本的政策が一致する3人以上の議員をもって構成し、活動を行う団体をいう。以下同じ。)を結成することができる。</p> <p>② 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p>	<p>・本市の課題や議案等の調査研究のため、会派の勉強会等を通じて考え方や理念の共有に努めている。</p> <p>・条文に基づき、既に会派が活動している。</p>	<p>・この条文を常に念頭に置きながら、議会活動、議員活動等に引き続き取り組んでいくべきである。</p> <p>・一般質問のあり方も含めて、会派内での調整をさらに行うべきである。</p>	◆	継続
第14条	政務活動費	<p>① 会派及び会派に準ずるクラブ等は、調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、証拠書類を公開すること等により、その用途の透明性を確保するものとする。</p> <p>② 前項に定めるもののほか、政務活動費の交付に関しては、佐賀市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年佐賀市条例第248号)の定めるところによる。</p>	<p>・議会の総意によるルールに基づき厳格に運用している。</p> <p>・各種資料の自主公開や主な資料のホームページによる公開も行い、透明性の確保に努めている。</p> <p>・政務活動費を活用した各種研修会への参加や先進地視察の実施など、調査研究の充実を図っており、その成果として、一般質問や委員会審査の際に、執行部に対して政策提言を行っている。</p>	<p>・今後も引き続き、常に検証を行いながら公正性、透明性を確保していくことはもちろんのこと、その時々々の社会情勢に即した運用についても検討を重ねていくべきである。</p> <p>・ホームページでの公開資料に、領収書の写しを加えることを検討していくべきである。</p> <p>・他市で発生した問題の把握に努め、本市における運用に生かしていくべきである。</p>	○	継続
第15条	議会改革の推進	<p>議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会運営等改革検討会を設置する。</p>	<p>議会運営等改革検討会を常設機関として設置し、議会運営委員会と連携を図りながら、さまざまな改革や改善に取り組んでいる。</p>	<p>議会改革は継続的なテーマであることから、今後も引き続き取り組んでいくべきである。</p>	○	継続
第16条	専門的事項に関する調査	<p>議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験を有する者等を積極的に活用するものとする。</p>	<p>特別委員会においては、必要に応じて参考人制度等により、専門的知見の活用を行っている。</p>	<p>・特別委員会では事例があるものの、本会議や常任委員会では活用例はなく、制度の有効な活用を積極的に図っていくべきである。</p> <p>・制度の積極的な活用のための環境整備として、予算措置や活用にあたってのルールの明確化を検討すべきである。</p>	○	拡充

【評価】 ○:実施 △:一部実施 ×:未実施 ◆:趣旨再確認

議会基本条例検証シート(総括表)

【別紙1】
平成29年9月21日 答申日現在

条 文		取組内容	今後の課題	検証結果		
				評価	方向性	
第17条	議員研修の充実強化	議会は、議員の政策の形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。	外部有識者による定例的な研修を年1回開催しており、また、ICT関係の研修等、必要に応じた研修も実施している。	<ul style="list-style-type: none"> 現在の議員研修の予算措置では、おおむね年2回の開催が可能であるが、現状、研修テーマの選定や日程調整等が難航し年1回の開催にとどまっているため、計画的な実施に努めていく必要がある。 研修の成果として政策立案を行うまでには至っていないことから、今後はより実践的な研修の実施を検討する必要がある。 災害時の対応等、その時々状況に応じたさまざまなテーマで研修会を実施する必要がある。 予算の増額措置を行い、実施回数をふやすことを検討すべきである。 	○	拡充
第18条	議会図書室	<ul style="list-style-type: none"> ① 議会図書室は、誰もが利用することができる。 ② 議会図書室の利用に関しては、佐賀市議会図書管理規程(平成17年佐賀市議会規程第6号)の定めるところによる。 ③ 議会は、議会及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実を努め、その有効活用を図るものとする。 	条文に基づき、誰でも利用できる環境にある。	<ul style="list-style-type: none"> 議会ならではの資料なども含め、図書の充実を図るべきである。 市民に開かれた、利用しやすい図書室となるように配置を検討すべきである。 公立図書館等との連携を検討すべきである。 市民が利用できるパソコンを置くことを検討すべきである。 	△	改善
第19条	議会事務局の体制整備	議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案機能の支援体制を強化するため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度から事務局職員を1名増員して、係体制を見直し、議会及び議員への支援体制を強化している。 議会のICT化を進めることによって、事務局の体制強化につながっている。 会議によっては、事務局から積極的に提案等を行える関係にあり、お互いに活動しやすい状態になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会の人事権を発揮し、職員体制の充実を図るべきである。 人事異動等を考慮し、専門的な事務局職員の確保を検討すべきである。 活動内容の充実が求められる分野が増えてきているため、事務局職員の研修機会の確保が必要である。 	○	拡充
第20条	政治倫理	<ul style="list-style-type: none"> ① 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。 ② 前項に定めるもののほか、政治倫理の確立及び向上に関しては、佐賀市政治倫理条例(平成17年佐賀市条例第5号)の定めるところによる。 	佐賀市政治倫理条例に基づき、資産等報告書の提出及び公開を行うなど、議員は市民の代表であるという良識を持って、議員みずから政治倫理を高めている。	政治倫理に関して、定期的に研修会を開催していくべきである。	○	継続
第21条	見直し手続	<ul style="list-style-type: none"> ① 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。 ② 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。 	今回初めて議会基本条例の見直し・検証を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> 検証サイクルを確立した上で定期的な検証を行い、必要に応じた条例の見直しを行う必要がある。 先進地の見直しのやり方などを常に注視し、今後も継続的に研究していくことが必要である。 外部評価による検証も検討すべきである。 	○	改善

佐賀市議会基本条例 重点検証条文分類表

- ・ 次回以降の検証作業を効率的かつ効果的なものとするため、今回の検証作業を踏まえて重点的に検証を行うべき条文の抽出を行った。
- ・ 分類は、条文ごとに、重点的に検証を行う必要性に応じて、A > B > Cの分類とした。

A：次回以降、必ず検証を行う条文

B：次回以降、原則検証を行うが、状況によっては趣旨再確認程度でとどめる可能性がある条文

C：次回以降、検証は行わない。もしくは趣旨再確認程度でとどめる条文

条 文		分類
前 文		C
第1章 総 則	第1条 目 的	C
	第2条 最高規範性	C
	第3条 議会の活動原則	B
	第4条 議員の活動原則	C
	第5条 議長の活動原則	C
第2章 市民との関係	第6条 市民との関係の基本原則	A
	第7条 議会広報の充実	B
	第8条 議会報告会	B
第3章 市長等との関係	第9条 市長等との関係の基本原則	B
	第10条 市長等による政策等の形成過程の説明	B
	第11条 予算及び決算審議における政策説明	B
	第12条 市政に係る重要な計画の議決等	B
第4章 議会の機能の強化	第13条 会 派	B
	第14条 政務活動費	B
	第15条 議会改革の推進	B
	第16条 専門的事項に関する調査	B
	第17条 議員研修の充実強化	B
	第18条 議会図書室	B
	第19条 議会事務局の体制整備	B
第5章 政治倫理	第20条 政治倫理	C
第6章 見直し手続	第21条 見直し手続	B